

経営バイタル の強化書 KEI EI VITAL

令和4(2022)年4月から順次 実施される年金制度改正とは？

令和4(2022)年4月からの年金制度改正



令和4(2022)年4月1日から年金制度が改正され、段階的に順次 ①被用者保険の適用範囲拡大 ②在職中の年金受給の在り方の見直し ③受給開始時期の選択肢の拡大 ④確定拠出年金の加入可能要件の見直しが行われます。アルバイト、パートなどの短時間労働者や高齢者層の働き方に影響があるため、改正内容と改正時期について十分な理解をしておきましょう。

法改正内容の理解と対象者へ十分な説明を行いましょ！

1 年金制度改正の 目的と概要

令和2(2020)年5月29日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、6月5日に公布されました。この法改正は、より多くの人がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる中で、今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために行われたもので、今年4月1日から段階的に順次施行されることになります。

今後の社会・経済の変化を展望すると、人手不足が進行するとともに、健康寿命が延伸し、中長期的には現役世代の人口の急速な減少が見込まれる中で、特に高齢者や女性の就業が進み、より多くの人がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれます。こうした社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることが必要となっています。

【図1】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要※1

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要 (令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)	
改正の趣旨	より多くの人がより多様な形で働く社会へと変化することで、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。
改正の概要	1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】 ① 短時間労働者や高齢者層の適用対象とする事業の企業規模等について、段階的に引き上げる(現行500人超～100人超～50人超)。 ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。 ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。 2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】 ① 高齢期の経済基盤を早期に長収するため、在職中の高齢者(65歳以上)の年金額を毎年定額に設定することとする。 ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢年金受給対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とされない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。) 3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】 現在60歳から70歳の間にわたる年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。 4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人職業年金法等】 ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(19)とすると、受給開始時期等の選択肢は拡大する。 ※ 企業型DC: 厚生年金保険法の55歳未満～70歳未満 個人型DC (DeCo): 公的年金の被保険者の55歳未満～64歳未満 ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象年齢の拡大(100人以下～300人以下)、企業型DC加入者のDeCo加入の要件緩和など、制度等・手続面の改善を図る。 5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、社会生活支援推進法の支給に関する法律、児童扶養手当法等】 ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替 ② 未納のひとり親等を対象に国民年金保険料の申請金免除基準等に追加 ③ 短期滞在の外国人に対する拠出一時金の支給上乗率を3年から5年に引き上げ(具体的な数は政令で規定) ④ 年金生活支援給付金制度における所得・世帯情報等の関係の改善の見直し ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し等
施行期日	令和4(2022)年4月1日(注1)、1(注2)、15(注3)、令和2(2020)年10月1日(注4)、令和3(2021)年10月1日、1(注5)、令和4(2022)年4月1日、令和5(2023)年4月1日、令和6(2024)年4月1日、令和7(2025)年4月1日、令和8(2026)年4月1日、令和9(2027)年4月1日、令和10(2028)年4月1日、令和11(2029)年4月1日、令和12(2030)年4月1日、令和13(2031)年4月1日、令和14(2032)年4月1日、令和15(2033)年4月1日、令和16(2034)年4月1日、令和17(2035)年4月1日、令和18(2036)年4月1日、令和19(2037)年4月1日、令和20(2038)年4月1日、令和21(2039)年4月1日、令和22(2040)年4月1日、令和23(2041)年4月1日、令和24(2042)年4月1日、令和25(2043)年4月1日、令和26(2044)年4月1日、令和27(2045)年4月1日、令和28(2046)年4月1日、令和29(2047)年4月1日、令和30(2048)年4月1日、令和31(2049)年4月1日、令和32(2050)年4月1日、令和33(2051)年4月1日、令和34(2052)年4月1日、令和35(2053)年4月1日、令和36(2054)年4月1日、令和37(2055)年4月1日、令和38(2056)年4月1日、令和39(2057)年4月1日、令和40(2058)年4月1日、令和41(2059)年4月1日、令和42(2060)年4月1日、令和43(2061)年4月1日、令和44(2062)年4月1日、令和45(2063)年4月1日、令和46(2064)年4月1日、令和47(2065)年4月1日、令和48(2066)年4月1日、令和49(2067)年4月1日、令和50(2068)年4月1日、令和51(2069)年4月1日、令和52(2070)年4月1日、令和53(2071)年4月1日、令和54(2072)年4月1日、令和55(2073)年4月1日、令和56(2074)年4月1日、令和57(2075)年4月1日、令和58(2076)年4月1日、令和59(2077)年4月1日、令和60(2078)年4月1日、令和61(2079)年4月1日、令和62(2080)年4月1日、令和63(2081)年4月1日、令和64(2082)年4月1日、令和65(2083)年4月1日、令和66(2084)年4月1日、令和67(2085)年4月1日、令和68(2086)年4月1日、令和69(2087)年4月1日、令和70(2088)年4月1日、令和71(2089)年4月1日、令和72(2090)年4月1日、令和73(2091)年4月1日、令和74(2092)年4月1日、令和75(2093)年4月1日、令和76(2094)年4月1日、令和77(2095)年4月1日、令和78(2096)年4月1日、令和79(2097)年4月1日、令和80(2098)年4月1日、令和81(2099)年4月1日、令和82(2100)年4月1日、令和83(2101)年4月1日、令和84(2102)年4月1日、令和85(2103)年4月1日、令和86(2104)年4月1日、令和87(2105)年4月1日、令和88(2106)年4月1日、令和89(2107)年4月1日、令和90(2108)年4月1日、令和91(2109)年4月1日、令和92(2110)年4月1日、令和93(2111)年4月1日、令和94(2112)年4月1日、令和95(2113)年4月1日、令和96(2114)年4月1日、令和97(2115)年4月1日、令和98(2116)年4月1日、令和99(2117)年4月1日、令和100(2118)年4月1日、令和101(2119)年4月1日、令和102(2120)年4月1日、令和103(2121)年4月1日、令和104(2122)年4月1日、令和105(2123)年4月1日、令和106(2124)年4月1日、令和107(2125)年4月1日、令和108(2126)年4月1日、令和109(2127)年4月1日、令和110(2128)年4月1日、令和111(2129)年4月1日、令和112(2130)年4月1日、令和113(2131)年4月1日、令和114(2132)年4月1日、令和115(2133)年4月1日、令和116(2134)年4月1日、令和117(2135)年4月1日、令和118(2136)年4月1日、令和119(2137)年4月1日、令和120(2138)年4月1日、令和121(2139)年4月1日、令和122(2140)年4月1日、令和123(2141)年4月1日、令和124(2142)年4月1日、令和125(2143)年4月1日、令和126(2144)年4月1日、令和127(2145)年4月1日、令和128(2146)年4月1日、令和129(2147)年4月1日、令和130(2148)年4月1日、令和131(2149)年4月1日、令和132(2150)年4月1日、令和133(2151)年4月1日、令和134(2152)年4月1日、令和135(2153)年4月1日、令和136(2154)年4月1日、令和137(2155)年4月1日、令和138(2156)年4月1日、令和139(2157)年4月1日、令和140(2158)年4月1日、令和141(2159)年4月1日、令和142(2160)年4月1日、令和143(2161)年4月1日、令和144(2162)年4月1日、令和145(2163)年4月1日、令和146(2164)年4月1日、令和147(2165)年4月1日、令和148(2166)年4月1日、令和149(2167)年4月1日、令和150(2168)年4月1日、令和151(2169)年4月1日、令和152(2170)年4月1日、令和153(2171)年4月1日、令和154(2172)年4月1日、令和155(2173)年4月1日、令和156(2174)年4月1日、令和157(2175)年4月1日、令和158(2176)年4月1日、令和159(2177)年4月1日、令和160(2178)年4月1日、令和161(2179)年4月1日、令和162(2180)年4月1日、令和163(2181)年4月1日、令和164(2182)年4月1日、令和165(2183)年4月1日、令和166(2184)年4月1日、令和167(2185)年4月1日、令和168(2186)年4月1日、令和169(2187)年4月1日、令和170(2188)年4月1日、令和171(2189)年4月1日、令和172(2190)年4月1日、令和173(2191)年4月1日、令和174(2192)年4月1日、令和175(2193)年4月1日、令和176(2194)年4月1日、令和177(2195)年4月1日、令和178(2196)年4月1日、令和179(2197)年4月1日、令和180(2198)年4月1日、令和181(2199)年4月1日、令和182(2200)年4月1日、令和183(2201)年4月1日、令和184(2202)年4月1日、令和185(2203)年4月1日、令和186(2204)年4月1日、令和187(2205)年4月1日、令和188(2206)年4月1日、令和189(2207)年4月1日、令和190(2208)年4月1日、令和191(2209)年4月1日、令和192(2210)年4月1日、令和193(2211)年4月1日、令和194(2212)年4月1日、令和195(2213)年4月1日、令和196(2214)年4月1日、令和197(2215)年4月1日、令和198(2216)年4月1日、令和199(2217)年4月1日、令和200(2218)年4月1日、令和201(2219)年4月1日、令和202(2220)年4月1日、令和203(2221)年4月1日、令和204(2222)年4月1日、令和205(2223)年4月1日、令和206(2224)年4月1日、令和207(2225)年4月1日、令和208(2226)年4月1日、令和209(2227)年4月1日、令和210(2228)年4月1日、令和211(2229)年4月1日、令和212(2230)年4月1日、令和213(2231)年4月1日、令和214(2232)年4月1日、令和215(2233)年4月1日、令和216(2234)年4月1日、令和217(2235)年4月1日、令和218(2236)年4月1日、令和219(2237)年4月1日、令和220(2238)年4月1日、令和221(2239)年4月1日、令和222(2240)年4月1日、令和223(2241)年4月1日、令和224(2242)年4月1日、令和225(2243)年4月1日、令和226(2244)年4月1日、令和227(2245)年4月1日、令和228(2246)年4月1日、令和229(2247)年4月1日、令和230(2248)年4月1日、令和231(2249)年4月1日、令和232(2250)年4月1日、令和233(2251)年4月1日、令和234(2252)年4月1日、令和235(2253)年4月1日、令和236(2254)年4月1日、令和237(2255)年4月1日、令和238(2256)年4月1日、令和239(2257)年4月1日、令和240(2258)年4月1日、令和241(2259)年4月1日、令和242(2260)年4月1日、令和243(2261)年4月1日、令和244(2262)年4月1日、令和245(2263)年4月1日、令和246(2264)年4月1日、令和247(2265)年4月1日、令和248(2266)年4月1日、令和249(2267)年4月1日、令和250(2268)年4月1日、令和251(2269)年4月1日、令和252(2270)年4月1日、令和253(2271)年4月1日、令和254(2272)年4月1日、令和255(2273)年4月1日、令和256(2274)年4月1日、令和257(2275)年4月1日、令和258(2276)年4月1日、令和259(2277)年4月1日、令和260(2278)年4月1日、令和261(2279)年4月1日、令和262(2280)年4月1日、令和263(2281)年4月1日、令和264(2282)年4月1日、令和265(2283)年4月1日、令和266(2284)年4月1日、令和267(2285)年4月1日、令和268(2286)年4月1日、令和269(2287)年4月1日、令和270(2288)年4月1日、令和271(2289)年4月1日、令和272(2290)年4月1日、令和273(2291)年4月1日、令和274(2292)年4月1日、令和275(2293)年4月1日、令和276(2294)年4月1日、令和277(2295)年4月1日、令和278(2296)年4月1日、令和279(2297)年4月1日、令和280(2298)年4月1日、令和281(2299)年4月1日、令和282(2300)年4月1日、令和283(2301)年4月1日、令和284(2302)年4月1日、令和285(2303)年4月1日、令和286(2304)年4月1日、令和287(2305)年4月1日、令和288(2306)年4月1日、令和289(2307)年4月1日、令和290(2308)年4月1日、令和291(2309)年4月1日、令和292(2310)年4月1日、令和293(2311)年4月1日、令和294(2312)年4月1日、令和295(2313)年4月1日、令和296(2314)年4月1日、令和297(2315)年4月1日、令和298(2316)年4月1日、令和299(2317)年4月1日、令和300(2318)年4月1日、令和301(2319)年4月1日、令和302(2320)年4月1日、令和303(2321)年4月1日、令和304(2322)年4月1日、令和305(2323)年4月1日、令和306(2324)年4月1日、令和307(2325)年4月1日、令和308(2326)年4月1日、令和309(2327)年4月1日、令和310(2328)年4月1日、令和311(2329)年4月1日、令和312(2330)年4月1日、令和313(2331)年4月1日、令和314(2332)年4月1日、令和315(2333)年4月1日、令和316(2334)年4月1日、令和317(2335)年4月1日、令和318(2336)年4月1日、令和319(2337)年4月1日、令和320(2338)年4月1日、令和321(2339)年4月1日、令和322(2340)年4月1日、令和323(2341)年4月1日、令和324(2342)年4月1日、令和325(2343)年4月1日、令和326(2344)年4月1日、令和327(2345)年4月1日、令和328(2346)年4月1日、令和329(2347)年4月1日、令和330(2348)年4月1日、令和331(2349)年4月1日、令和332(2350)年4月1日、令和333(2351)年4月1日、令和334(2352)年4月1日、令和335(2353)年4月1日、令和336(2354)年4月1日、令和337(2355)年4月1日、令和338(2356)年4月1日、令和339(2357)年4月1日、令和340(2358)年4月1日、令和341(2359)年4月1日、令和342(2360)年4月1日、令和343(2361)年4月1日、令和344(2362)年4月1日、令和345(2363)年4月1日、令和346(2364)年4月1日、令和347(2365)年4月1日、令和348(2366)年4月1日、令和349(2367)年4月1日、令和350(2368)年4月1日、令和351(2369)年4月1日、令和352(2370)年4月1日、令和353(2371)年4月1日、令和354(2372)年4月1日、令和355(2373)年4月1日、令和356(2374)年4月1日、令和357(2375)年4月1日、令和358(2376)年4月1日、令和359(2377)年4月1日、令和360(2378)年4月1日、令和361(2379)年4月1日、令和362(2380)年4月1日、令和363(2381)年4月1日、令和364(2382)年4月1日、令和365(2383)年4月1日、令和366(2384)年4月1日、令和367(2385)年4月1日、令和368(2386)年4月1日、令和369(2387)年4月1日、令和370(2388)年4月1日、令和371(2389)年4月1日、令和372(2390)年4月1日、令和373(2391)年4月1日、令和374(2392)年4月1日、令和375(2393)年4月1日、令和376(2394)年4月1日、令和377(2395)年4月1日、令和378(2396)年4月1日、令和379(2397)年4月1日、令和380(2398)年4月1日、令和381(2399)年4月1日、令和382(2400)年4月1日、令和383(2401)年4月1日、令和384(2402)年4月1日、令和385(2403)年4月1日、令和386(2404)年4月1日、令和387(2405)年4月1日、令和388(2406)年4月1日、令和389(2407)年4月1日、令和390(2408)年4月1日、令和391(2409)年4月1日、令和392(2410)年4月1日、令和393(2411)年4月1日、令和394(2412)年4月1日、令和395(2413)年4月1日、令和396(2414)年4月1日、令和397(2415)年4月1日、令和398(2416)年4月1日、令和399(2417)年4月1日、令和400(2418)年4月1日、令和401(2419)年4月1日、令和402(2420)年4月1日、令和403(2421)年4月1日、令和404(2422)年4月1日、令和405(2423)年4月1日、令和406(2424)年4月1日、令和407(2425)年4月1日、令和408(2426)年4月1日、令和409(2427)年4月1日、令和410(2428)年4月1日、令和411(2429)年4月1日、令和412(2430)年4月1日、令和413(2431)年4月1日、令和414(2432)年4月1日、令和415(2433)年4月1日、令和416(2434)年4月1日、令和417(2435)年4月1日、令和418(2436)年4月1日、令和419(2437)年4月1日、令和420(2438)年4月1日、令和421(2439)年4月1日、令和422(2440)年4月1日、令和423(2441)年4月1日、令和424(2442)年4月1日、令和425(2443)年4月1日、令和426(2444)年4月1日、令和427(2445)年4月1日、令和428(2446)年4月1日、令和429(2447)年4月1日、令和430(2448)年4月1日、令和431(2449)年4月1日、令和432(2450)年4月1日、令和433(2451)年4月1日、令和434(2452)年4月1日、令和435(2453)年4月1日、令和436(2454)年4月1日、令和437(2455)年4月1日、令和438(2456)年4月1日、令和439(2457)年4月1日、令和440(2458)年4月1日、令和441(2459)年4月1日、令和442(2460)年4月1日、令和443(2461)年4月1日、令和444(2462)年4月1日、令和445(2463)年4月1日、令和446(2464)年4月1日、令和447(2465)年4月1日、令和448(2466)年4月1日、令和449(2467)年4月1日、令和450(2468)年4月1日、令和451(2469)年4月1日、令和452(2470)年4月1日、令和453(2471)年4月1日、令和454(2472)年4月1日、令和455(2473)年4月1日、令和456(2474)年4月1日、令和457(2475)年4月1日、令和458(2476)年4月1日、令和459(2477)年4月1日、令和460(2478)年4月1日、令和461(2479)年4月1日、令和462(2480)年4月1日、令和463(2481)年4月1日、令和464(2482)年4月1日、令和465(2483)年4月1日、令和466(2484)年4月1日、令和467(2485)年4月1日、令和468(2486)年4月1日、令和469(2487)年4月1日、令和470(2488)年4月1日、令和471(2489)年4月1日、令和472(2490)年4月1日、令和473(2491)年4月1日、令和474(2492)年4月1日、令和475(2493)年4月1日、令和476(2494)年4月1日、令和477(2495)年4月1日、令和478(2496)年4月1日、令和479(2497)年4月1日、令和480(2498)年4月1日、令和481(2499)年4月1日、令和482(2500)年4月1日、令和483(2501)年4月1日、令和484(2502)年4月1日、令和485(2503)年4月1日、令和486(2504)年4月1日、令和487(2505)年4月1日、令和488(2506)年4月1日、令和489(2507)年4月1日、令和490(2508)年4月1日、令和491(2509)年4月1日、令和492(2510)年4月1日、令和493(2511)年4月1日、令和494(2512)年4月1日、令和495(2513)年4月1日、令和496(2514)年4月1日、令和497(2515)年4月1日、令和498(2516)年4月1日、令和499(2517)年4月1日、令和500(2518)年4月1日、令和501(2519)年4月1日、令和502(2520)年4月1日、令和503(2521)年4月1日、令和504(2522)年4月1日、令和505(2523)年4月1日、令和506(2524)年4月1日、令和507(2525)年4月1日、令和508(2526)年4月1日、令和509(2527)年4月1日、令和510(2528)年4月1日、令和511(2529)年4月1日、令和512(2530)年4月1日、令和513(2531)年4月1日、令和514(2532)年4月1日、令和515(2533)年4月1日、令和516(2534)年4月1日、令和517(2535)年4月1日、令和518(2536)年4月1日、令和519(2537)年4月1日、令和520(2538)年4月1日、令和521(2539)年4月1日、令和522(2540)年4月1日、令和523(2541)年4月1日、令和524(2542)年4月1日、令和525(2543)年4月1日、令和526(2544)年4月1日、令和527(2545)年4月1日、令和528(2546)年4月1日、令和529(2547)年4月1日、令和530(2548)年4月1日、令和531(2549)年4月1日、令和532(2550)年4月1日、令和533(2551)年4月1日、令和534(2552)年4月1日、令和535(2553)年4月1日、令和536(2554)年4月1日、令和537(2555)年4月1日、令和538(2556)年4月1日、令和539(2557)年4月1日、令和540(2558)年4月1日、令和541(2559)年4月1日、令和542(2560)年4月1日、令和543(2561)年4月1日、令和544(2562)年4月1日、令和545(2563)年4月1日、令和546(2564)年4月1日、令和547(2565)年4月1日、令和548(2566)年4月1日、令和549(2567)年4月1日、令和550(2568)年4月1日、令和551(2569)年4月1日、令和552(2570)年4月1日、令和553(2571)年4月1日、令和554(2572)年4月1日、令和555(2573)年4月1日、令和556(2574)年4月1日、令和557(2575)年4月1日、令和558(2576)年4月1日、令和559(2577)年4月1日、令和560(2578)年4月1日、令和561(2579)年4月1日、令和562(2580)年4月1日、令和563(2581)年4月1日、令和564(2582)年4月1日、令和565(2583)年4月1日、令和566(2584)年4月1日、令和567(2585)年4月1日、令和568(2586)年4月1日、令和569(2587)年4月1日、令和570(2588)年4月1日、令和571(2589)年4月1日、令和572(2590)年4月1日、令和573(2591)年4月1日、令和574(2592)年4月1日、令和575(2593)年4月1日、令和576(2594)年4月1日、令和577(2595)年4月1日、令和578(2596)年4月1日、令和579(2597)年4月1日、令和580(2598)年4月1日、令和581(2599)年4月1日、令和582(2600)年4月1日、令和583(2601)年4月1日、令和584(2602)年4月1日、令和585(2603)年4月1日、令和586(2604)年4月1日、令和587(2605)年4月1日、令和588(2606)年4月1日、令和589(2607)年4月1日、令和590(2608)年4月1日、令和591(2609)年4月1日、令和592(2610)年4月1日、令和593(2611)年4月1日、令和594(2612)年4月1日、令和595(2613)年4月1日、令和596(2614)年4月1日、令和597(2615)年4月1日、令和598(2616)年4月1日、令和599(2617)年4月1日、令和600(2618)年4月1日、令和601(2619)年4月1日、令和602(2620)年4月1日、令和603(2621)年4月1日、令和604(2622)年4月1日、令和605(2623)年4月1日、令和606(2624)年4月1日、令和607(2625)年4月1日、令和608(2626)年4月1日、令和609(2627)年4月1日、令和610(2628)年4月1日、令和611(2629)年4月1日、令和612(2630)年4月1日、令和613(2631)年4月1日、令和614(2632)年4月1日、令和615(2633)年4月1日、令和616(2634)年4月1日、令和617(2635)年4月1日、令和618(2636)年4月1日、令和619(2637)年4月1日、令和620(2638)年4月1日、令和621(2639)年4月1日、令和622(2640)年4月1日、令和623(2641)年4月1日、令和624(2642)年4月1日、令和625(2643)年4月1日、令和626(2644)年4月1日、令和627(2645)年4月1日、令和628(2646)年4月1日、令和629(2647)年4月1日、令和630(2648)年4月1日、令和631(2649)年4月1日、令和632(2650)年4月1日、令和633(2651)年4月1日、令和634(2652)年4月1日、令和635(2653)年4月1日、令和636(2654)年4月1日、令和637(2655)年4月1日、令和638(2656)年4月1日、令和639(2657)年4月1日、令和640(2658)年4月1日、令和641(2659)年4月1日、令和642(2660)年4月1日、令和643(2661)年4月1日、令和644(2662)年4月1日、令和645(2663)年4月1日、令和646(2664)年4月1日、令和647(2665)年4月1日、令和648(2666)年4月1日、令和649(2667)年4月1日、令和650(2668)年4月1日、令和651(2669)年4月1日、令和652(2670)年4月1日、令和653(2671)年4月1日、令和654(2672)年4月1日、令和655(2673)年4月1日、令和656(2674)年4月1日、令和657(2675)年4月1日、令和658(2676)年4月1日、令和659(2677)年4月1日、令和660(2678)年4月1日、令和661(2679)年4月1日、令和662(2680)年4月1日、令和663(2681)年4月1日、令和664(2682)年4月1日、令和665(2683)年4月1

法人化に際して制度上一定の制約条件があるか、法人化がそもそも制度上不可能であることが関係していると思われる土業について、従来強制適用となっていなかった5人以上の個人事業所が強制的に対象となります。

② 在職中の年金受給の在り方の見直し

今回の改正では、在職老齢年金制度(賃金と年金の合計額が一定以上になる60歳以上の老齢厚生年金受給者を対象として、全部または一部の年金支給を停止する仕組み)のうち60~64歳を対象とする在職老齢年金制度(低在老)が見直されます。

現在、在職老齢年金制度(低在老)は、賃金と年金受給額の合計額が「月額28万円」を超えると超過分の年金支給が停止されることになっていますが、令和4(2022)年4月以降は「月額47万円」に緩和されます。65歳以上を対象とした在職老齢年金制度(高在老)については、現行基準がすでに47万円に設定されているので変更はありません(60歳台前半の在職老齢年金制度では、60歳台前半の在職している年金受給権者の半数強が支給停止の対象となっており、賃金と年金合計額が47万円以上である支給停止者数は、在職受給権者の17%となっています(2019年度末推計年金局調べ))。*2

この改正と合わせて令和4(2022)年4月1日から「在職時改定」が新設されます。

これまで、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失するまでは、老齢厚生年金の額は改定されませんでした。在職時改定の導入により、65歳以上かつ在職中の老齢厚生年金受給者を対象に、毎年10月に段階的に年金額を改定することで、働きながら年金額を増額することができるようになり、年金を受給しながら働く在職受給者の経済基盤の充実が図られます。

③ 受給開始時期の選択肢の拡大

公的年金の受給開始年齢は原則65歳ですが、現行制度では、希望すれば60歳から70歳の間で受給開始時期を自由に選ぶことができます。今回の改正では、受給開始年齢はそのままに、受給開始時期の上限を70歳から75歳まで引き上げることになりました。

この改正に伴い、開始時期の繰り下げ・繰り上げによる増減額の割合は【図3】のようになります。この改正は令和4(2022)年4月1日から施行され、令和4(2022)年4月1日以降に70歳になる人が対象となります。同日以降に60歳になる人が繰り上げ受給を受ける場合は、減額率が1月あたり0.4%になります。

④ 確定拠出年金の加入可能要件の見直し

確定拠出年金は、基礎年金や公的年金制度に上乘せして、掛金と運用収益の合計額を基に将来の年金給付額を増やすことができるもので、企業が掛金を拠出する「企業型DC」と、加入者自身が掛金を拠出する「個人型DC(iDeCo)」があります。

今回の改正では、今後の高齢者の就労拡大を見越して、中小企業を含むより多くの企業や個人が老後の収入を得やすくできるように見直されます。

変更点は、主に次の4点です。

● 確定拠出年金の加入年齢の引き上げ

現行制度では、企業型DCに加入できる年齢は65歳未満、個人型DC(iDeCo)への加入できる年齢は60歳未満となっていますが、令和4(2022)年5月以降はそれぞれ5歳引き上げられ、企業型DCが70歳未満、個人型DC(iDeCo)は65歳未満になります。

● 確定拠出年金の受給開始時期等の選択肢の拡大

現行制度では、受給開始時期を60歳~70歳の間で自由に決めることができますが、上述の公的年金の受給開始時期の選択

肢の拡大にあわせて、令和4(2022)年4月以降は確定拠出年金の受給開始上限年齢も75歳まで引き上げられます。

● 中小企業向け制度(簡易型DC、iDeCoプラス)の対象範囲の拡大

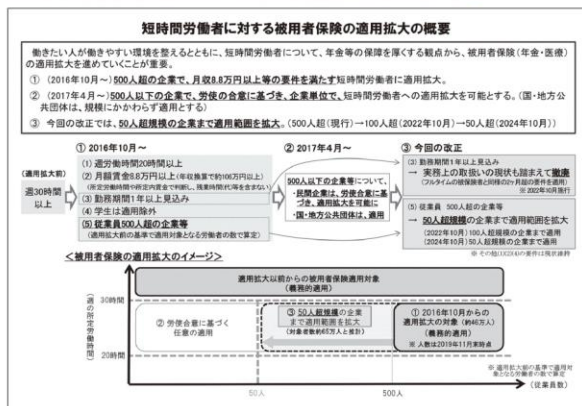
「簡易型DC」は、中小企業向けに設立手続きを簡素化したもので、少ない事務負担で簡単に企業年金を導入できます。また、「iDeCoプラス」は、企業年金の実施が困難な中小企業の従業員を加入させることで、従業員の掛金に追加して企業が掛金を拠出できます。現行の制度では、これらの実施対象企業は「従業員100人以下規模」に限定されていますが、令和4(2022)年10月以降は「従業員300人以下規模」に拡大されます。

● 企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入の要件緩和

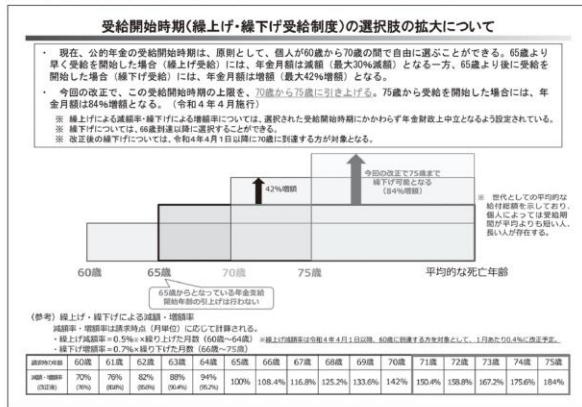
現行制度では、企業型DC加入者のうち個人型DC(iDeCo)(月額2万円以内)に加入できるのは、労使の合意に基づき、企業側の掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げた企業の従業員に限定されています。この要件が令和4(2022)年10月に緩和され、企業型DCの加入者向けWebサイトに個人型DC(iDeCo)掛金の拠出化の見込額を表示するなど、掛金の合算管理の仕組みを構築することで、規約の定めや事業主掛金の上限引き下げがなくても個人型DC(iDeCo)に加入できるようになります(ただし、全体の拠出限度額から企業側の掛金を控除した残余の範囲内に限ります)。この改正は、令和4(2022)年10月から施行されます。

また、令和4(2022)年4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する場合には、年金手帳が廃止され「基礎年金番号通知書」が発行されます(年金手帳を既に持っている場合には「基礎年金番号通知書」は発行されません)。

【図2】 短時間労働者に対する被用者保険適用範囲拡大*2



【図3】 開始時期の繰り下げ・繰り上げによる増減額の割合*2



*1 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要(PDF)」(URL:https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000636611.pdf)
 *2 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 参考資料集(PDF)」(URL:https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000636614.pdf)
 【参照】 厚生労働省「年金制度改正法(令和2年法律第40号)が成立しました」(URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html)